事務所概要

名　　称　KOYAMA社会保険労務士法人
所 在 地　仙台事務所
仙台市青葉区花京院1-5-10　ウエストプラザ花京院1F
TEL:022-341-5220　FAX:022-341-5221
東京事務所
東京都文京区後楽2-3-4　第二松屋ビルシアーズガーデン1F
TEL:03-3868-2655　FAX:03-3868-2615
ホームページ　https://koyama-jimusho.com/

開　　業　2002年8月2日
代 表 者　小山 裕司(特定社会保険労務士)
登録番号　第04020017号
対応エリア　宮城、山形、岩手、福島、東京、神奈川、千葉、埼玉　(手続き業務は全国可)
関連会社　Solve HR株式会社

KOYAMA 社会保険労務士法人

Company Profile

豊富な「知識と経験」、
個々の「人間力」というピースを結集し、
人事・労務をサポートします。

KOYAMA 社会保険労務士法人

Concept
コンセプト

お客様の立場にたって
人事・労務環境の向上をご提案

KOYAMA社会保険労務士法人では、企業の人事労務に関する業務や経営のサポートをトータルに行っています。
私たちのテーマは顧問先の「Aggressive（積極的な）人事部」であること。
お客様からの相談に、待ちの姿勢で対応するのではなく、
顧問先の人事担当者と同じ気持ちで常に新しい情報をご提供し、
よりよい選択は何かを積極的に考えて、時流に沿った労働環境づくりを提案いたします。

Greetings
ごあいさつ

「相談して本当によかった」という言葉が私たちの原動力です

当法人では、お客様の良きパートナーとして、顧問料以上のメリットを感じていただくことをモットーとしています。顧問先が雇用や利益、従業員とその家族の幸せを生み、「社会に貢献できる会社」になるために何を選択すべきか。積極的に提案する姿勢を持ち続けます。

私がお客様と築きたい関係は「WIN-WIN-WIN-WIN」というもの。顧問先のWINとその従業員のWIN、さらに当法人のWINと従業員のWIN、これらのどれが欠けても不合格だと考えています。お客様からいただく「相談して本当によかった」という言葉を原動力に、精一杯尽力いたします。

代表
小山 裕司

Features
特長

顧問料以上のメリットを提供できる体制が整っています

専門性が高い
当法人は、主に労務相談や助成金のご提案を行うコンサル部門と、主に手続き関係を行う部門に分かれています。経験豊富なスタッフがそれぞれの専門知識を活かして対応します。

豊富な情報量
当法人には、多岐にわたる業種のお客様に対応した経験やノウハウが蓄積されています。法改正や助成金等に関する最新情報もスタッフ間で常に共有しています。

お客様のメリットを第一に
各種助成金の中から、お客様が活用できる的確なものを積極的にご提案します。
情報提供、相談業務から申請手続きまで全力でサポートします。

Features 1
Features 2
Features 3
Features 4
Features 5

複数の視点から提案
私たちが大切にしているのは、物事を複数の視点から捉えて提案することです。顧問先の人事部という視点と、人事労務の専門家としての視点。お客様（事業主）の視点と従業員の視点。様々な立場から課題について考察し、アドバイスします。

コミュニケーション重視
より良い提案のためには、お客様とのコミュニケーションが重要だと考えています。丁寧に聞き取りをして状況をよく把握したうえで、多くの情報の中からよりお客様に適した情報を提供しています。

お客様の一番身近な存在として、トータルにサポートします

従業員の入退社、労災や年金などの労働保険・社会保険に関わる手続き業務から経営に関することまで、
幅広いご依頼やご相談に対応しています。
お客様に寄り添い、常に一番身近な存在でありたいと考えております。いつでも気軽にご連絡・ご相談ください。

主な業務内容

顧問契約を結んで、ご相談をスタート

- 労働時間、休日、賃金などを、お客様の実態に合わせて提案
- 労務についての悩みを聞き取り、課題を抽出し、より良い労務管理方法を提案

人事・労務に初めて関わる方から経験豊富な方まで、お客様の状況に応じて、専門知識を活かした適切なアドバイスをします。

一緒になって考えていきます!

就業規則を作成、法律を遵守した仕組みづくり

- 企業の実態に合致し、法律を遵守した就業規則の作成
- 法律に基づいた、従業員の労働条件を提案
- 法律に基づいた、勤怠管理を提案・フォロー

労務トラブルの相談にも対応し、労使双方の観点から解決方法をご提案。企業を守り、従業員の定着につながる、明確な制度づくりをします。

各種手続きの代行による、事務負担の軽減

- 入退社手続き、労働保険年度更新、社会保険算定基礎届等、各種手続きの代行
- 労災、傷病、出産、育児、介護、定年等に関わる給付申請

各種手続きを迅速かつ的確に行い、お客様の負担を軽減します。最新の情報も積極的にご提供します。

事例1　就業規則の作成と労務効率化により、従業員の満足度アップ

[背景]

従業員が10人を超え、就業規則を作成したいとのご相談。実態を聴取すると様々な法律違反が判明。社長としては給料を十分に支払っており、従業員も納得しているとの認識でした。

[解決プロセス]

- どの部分が法律違反で、どう是正すべきかを具体的に説明。従業員との良好な関係を維持するために、法律に則したルールづくりの必要性をご理解いただきました。
- 就業規則の作成をきっかけに、法律違反な状態を是正。併せて、労務効率を上げるための改善策を一緒に検討し、取り組みました。

[お客様の声]

「事業拡張にあたり、法律に適合した就業規則を作成できて安堵しています。労務効率化に取り組んだことで、業務に影響を及ぼさずに労働時間の削減へつながりました。年次有給休暇の取得促進もできて、従業員の満足度も向上しました。」

事例2　退職者から残業代の請求が… 勤怠管理クラウドを導入しリスク回避

[背景]

退職した従業員から未払い残業代の請求が発生。労務管理を確認すると、出退勤の管理も書面の取り交わしもなく「残業代込みの給料」を支払っていました。

[解決プロセス]

- 労働時間の考え方を丁寧に案内し、基本給と残業代について整理。労働条件通知書を作成し、従業員にも労働条件をしっかりと説明。
- 「勤怠管理クラウド」導入のご要望があり、サポートしました。

[お客様の声]

「従業員が労働条件を把握し、システム導入により労働時間が明確となったことで、納得感が得られました。会社としても未払い残業代を請求されるリスクがなくなりました。」

効率的で正確な勤怠管理、給与計算をフォロー

- クラウドを活用した勤怠管理ソフト、給与計算ソフトのご提供
- 給与計算の受託

クラウドを活用したツールの導入のサポートや、給与計算の代行により、給与計算の不明点や、未払い賃金の解消をお手伝いします。

新たな人材確保、既存の従業員の職場定着をサポート

- 新卒、中途採用等の求人票の作成、更新の管理
- 非正規従業員の正社員登用、短時間正社員等の仕組みづくり
- 育児介護休業者、休職者、定年後の継続雇用、年金相談
- 有休消化率上昇、育児休業・介護休業制度の活用、退職金制度の構築

必要な人材を確保し、従業員のニーズに合わせた多様な働き方の実現をお手伝い。企業の魅力を高めるための制度や仕組みを一緒に考えていきます。

企業も従業員も幸せに!

助成金・法改正情報の提供

- 助成金の積極的な提案
  例）採用、正社員登用、育児・介護休業、設備投資、高齢者・障害者雇用、従業員の能力向上等
- 法改正情報を素早く提供

人材確保や人材の定着、業務の効率化等に役立てられる助成金を積極的にご提案。法律を遵守し、時代に即したより良い職場環境をつくれるように、パートナーとして一緒に取り組みます。

事例3　設備の購入や業務効率化に助成金を活用しました

[背景]

飲食店の社長が真空調理器の購入を検討していました。営業中の手待ち時間を有効活用できないかとの相談を受け、助成金を活用した業務効率化を提案。

[解決プロセス]

- 助成金を申請し、真空調理器を導入。
- これにより、開店前にしていた食材の仕込みを前倒しでできることに着目。
- お客様が少ない時間帯に翌日の仕込みをして手待ち時間を有効活用するよう提案し、実行していただきました。

[お客様の声]

「助成金を活用できて資金面で助かりました。効率的な業務運営が従業員のモチベーションアップにつながり、労働時間の短縮によって職場定着率が上昇しました。」

グループ会社　Solve HRのご紹介

人手不足の解消に、外国人雇用をお手伝い。

外国人を雇用したいけれど手続きや労務管理が難しそう…とお悩みではないですか?
Solve HR株式会社は、特定技能外国人の紹介、書類申請、支援をトータルに行う、登録支援機関です。数少ない"社会保険労務士法人が関与する"登録機関でもあり、KOYAMA社会保険労務士法人が全面的にバックアップしています。受入れ機関(企業等)と外国人労働者の双方に安心を届けられるよう、誠心誠意サポートいたします。

特定技能とは?

深刻な人手不足を解消するために、2019年4月に設けられた「在留資格」です。一定の専門性・技能を有する外国人を即戦力として受入れています。

登録支援機関の役割は?

登録支援機関とは、受入れ機関(企業等)から委託される形で、特定技能外国人の支援業務や届出を行う機関です。
特定技能外国人の雇用にあたっては、法律によって様々な支援計画の実施や行政機関への定期的な届出が義務付けられています。専門知識が必要となるため、受入れ機関に代わって登録支援機関が業務を行うケースが多くなっています。

サポートのしくみ

●対応言語
英語・インドネシア語・ベトナム語・中国語・韓国語
※対応言語は拡大していく予定です。

●産業分野
介護、建設、宿泊、飲食業など多岐にわたっています。

特定技能外国人の雇用には心配が尽きません…

- ●そもそも、どうやって採用するの?
- ●労働条件はどうすればいい?
- ●特定技能外国人の雇用は、法令が複雑そう…。
- ●法令を遵守していけるのかどうか不安。
- ●雇用したいけれど、言葉の壁が心配…。

Solve HRがすべて解決します!

登録支援機関には、業界団体や社会保険労務士、行政書士、民間業者など様々な個人・団体が登録しています。
"社会保険労務士法人"が関与するSolve HRなら、外国人労働者とのトラブルで最も多い、労働時間や賃金等の労務管理に強いから安心。豊富な知識と経験をもとにお客様の悩み全般を解決します。さらに登録支援機関の業務に含まれない、特定技能外国人の社会保険・雇用保険等の手続きにも対応しています。

雇入れから雇用終了まで安心のサポート

雇入れ時

- ●業務の内容、報酬の額、労働時間、休日等について説明・確定
- ●空港から受入れ機関または国内の居住地から受入れ機関までの送迎
- ●適切な住居の確保に係るサポート
- ●預金口座の開設、携帯電話の契約に係るサポート
- ●医療機関の利用方法、交通ルール、ごみの捨て方等のサポート
- ●特定技能外国人の社会保険、雇用保険の加入手続き

雇用中

- ●日本語教育機関等での日本語を学習する機会の提供
  特にSolve HRでは、支援担当者による日本語講習の機会を積極的に提供します
- ●職業生活上、日常生活上、社会生活上の相談または苦情への対応
- ●特定技能外国人の私傷病、あるいは業務上の災害に対する各種公的手続きへの対応
- ●特定技能外国人が地域の行事に参加できるようサポート
- ●定期的な面接による問題点の洗い出し

雇用終了時

- ●転職支援(特定技能外国人の責めに帰すべき事由によらない場合に限る)
- ●特定技能外国人の社会保険、雇用保険の喪失手続き
- ●居住地から空港までの送迎

在留資格の変更等で継続して雇用できないか、
一緒になって考えていきます!

Solve HR株式会社
仙台事務所　宮城県仙台市青葉区花京院1-5-10
TEL 022-797-2822
東京事務所　東京都文京区後楽2-3-4　第二松屋ビルシアーズガーデン1F
TEL 03-3868-2655　FAX　03-3868-2615
登録支援機関登録番号　19登-001652
有料職業紹介許可届出番号　04-ユ-300274
https://solvehr.co.jp/